

適正なサービス利用に向けて

サービス事業者またはケアマネジャーから問い合わせがあった事例について、取扱いを共有します。

事例1：同一世帯に要介護者と要支援者がいる場合の生活援助の取扱い

要支援1の夫と要介護2の妻 二人世帯

(必要なサービス) 妻・デイサービス3回/w、訪問看護1回/w、歩行器、手すり貸与
2人分の調理と買物の支援 1回/w



夫への訪問介護相当サービスで二人分の生活援助を実施



按分して両方のケアプランに位置付ける

実際は週に1回1時間、二人に対する支援を行うが、

例えば夫のプランには第1,2週、妻のプランには第3,4週に位置付ける等、両方に割振りを行ってください。

※負担割合の違いや、区分支給限度額の関係から、どちらかに偏った算定を行うことは認められません。

【根拠】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年3月1日老企第36号）

第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

1 通則

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ396単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。また、要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者によるものに限る。）を利用した場合も同様に、訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けること。生活援助についても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算定すること。

事例2：福祉用具貸与の目的

Q:現在特殊寝台とサイドテーブルを借りている方について、サイドテーブルをもう1点借りたいという希望がある。

A:サイドテーブルが2点必要な理由は何でしょうか。

その方は何を目的として特殊寝台とその付属品を使っているのでしょうか。

福祉用具を借りるにあたっては、その必要性をよく検討してください。それは付属品であっても同様です。

【根拠】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準〔平成11年3月31日号外厚生省令第三十八号〕

第十三条

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について〔平成11年11月12日老企第二十九号〕

(別紙3) 介護サービス計画書の様式について

⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

[理由]

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。

事例3：居宅介護支援費の初回加算について

Q:5月にデイサービスを利用。その後事情で利用を休止し、9月から再び利用し始めました。9月の居宅介護支援費の請求時に初回加算を算定できますか。

A:再開にあたりケアプラン作成の一連の業務を行っていますか。単に給付管理票の作成が2カ月あいただけでは算定できません。

【根拠】

21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係 Q&A(vol.1) /62

Q初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

A契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

指定居宅介護支援費に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生労働省告示第20号）

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、**指定居宅介護支援を行った場合**その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、**イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。**

＝運営基準 第4条第2項、第13条第七号、第九号から第十一号、第十四号、第十五号に適合しないこと